

# IB-Link 利用規約

本 IB-Link 利用規約（以下、「本規約」という。）は、株式会社日本 AI コンサルティング（以下、「当社」という。）が提供する IB-Link の利用に関し、当社と IB-Link 利用者との間に結ばれる規約、およびそれによって成立する利用契約を定めるものである。

## 第1条（定義）

### 1 本件ソフトウェア

本件ソフトウェアとは、当社が提供する「IB-Link」という名称のソフトウェアを指し、その実行プログラム及び関連資料を含む一連のプログラム群および資料群を意味する。

### 2 指定装置

本件ソフトウェアをインストールし、利用する用途に用いるコンピュータ等の機器（サーバー、パーソナルコンピュータ、その他の電子機器等を含む）を指定装置という。

### 3 利用者

利用者とは本件ソフトウェアをその用途をもって利用し、本件ソフトウェアに対する要求を行った結果として、本件ソフトウェアから出力されたテキストや数値等のデータを得る者のことをいう。利用者には、本件ソフトウェアの利用または導入にあたっての意思決定のための試用を行う、または本件ソフトウェアがその用途に合致するよう設定、調整する者も含まれるものとする。また、本条以下の規定においては、特段の但し書きがない限り、利用者には利用者関係者を含むものとする。

### 4 仲介ソフトウェアおよび仲介サービス提供者

利用者に対し、その要求と要求に対する結果として本件ソフトウェアが出力するデータおよびそのデータを加工、調整し、利用者に対してデータを提供することによって、利用者もしくは管理者による本件ソフトウェアの利用を仲介するプログラムを仲介ソフトウェアという。また、それらの仲介ソフトウェアを本件ソフトウェアとは別に開発、提供する者および事業者を仲介サービス提供者という。

### 5 出力データ

本件ソフトウェアを用いて、利用者もしくは仲介ソフトウェアによって、本件ソフトウェアへの要求の入力および送信を行った結果として、直接間接を問わず本件ソフトウェアが利用者もしくは管理者、仲介ソフトウェアに対し本件ソフトウェアが提供するテキスト等のデータを出力データという。

### 6 外部モデル等

利用者が本件ソフトウェアを通じて、または本件ソフトウェア上での利用を目的に、Hugging Face 等の外部リポジトリ、配布サイト、または第三者から取得した AI モデル、重みデータ、データセット、および関連するドキュメント等を「外部モデル等」という。

## 第2条（総則）

- 1 本件ソフトウェアおよび本件ソフトウェアを構成する各要素は、日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法令によって保護されている。
- 2 当社は、本規約所定の条件により、利用者に対し、本件ソフトウェアの使用を許諾する。
- 3 前項により許諾される権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものである。
- 4 本件ソフトウェアは、本規約の条件に従い当社から利用者（利用者関係者を含む）に対してその使用が許諾するものであり、使用許諾をもってして本件ソフトウェアの著作権、特許権等の知的財産権が利用者に移転するものではない。
- 5 本件ソフトウェア（インストーラー、実行プログラム、関連ファイルを含むがこれらに限られない）を、当社の許可なく複製し、第三者に譲渡、貸与、配布、またはインターネット等を通じて公開する行為（以下、「再配布」という）は本規約の許諾範囲に含まれず、当社は利用者またはその関係者による再配布を許諾しない。
- 6 前項の規定によらず、利用者と当社の間で別途の契約がある場合においては、その契約が本規約に優先されるものとする。
- 7 本件ソフトウェアの利用条件、仕様その他については、当社が定め、別途提示することがある「サービス仕様書」、「サービスレベルアグリーメント」等に定めるものとし、それらは本規約の一部を構成するものとする。
- 8 本件ソフトウェアの使用に伴い、本件ソフトウェアが自動的に本件ソフトウェアで用いるための記録・分析用データを作成する。この場合、当該データは本件ソフトウェアの一部とみなされる。
- 9 本規約および利用契約は、当社と利用者の間において締結されるものとし、その他の仲介サービス提供者等においては、別途当社による許諾もしくは当社との契約を必要とするものとする。

## 第3条（規約への同意及び利用契約の成立）

- 1 当社が提示する本規約・その他の利用条件への利用者による同意をもって、本件ソフトウェア利用契約（以下「本利用契約」という。）は、有効に締結・開始される。
- 2 本規約の提示は、当社のウェブサイト上の利用申込ページ等、当社が適切と判断する方法をもって、利用者へ行われるものとする。
- 3 利用者による本規約・その他の利用条件への同意は、同意ボタンのクリック等の行為をもって示されるものとする。
- 4 前項の定めに関わらず、本件ソフトウェアの利用開始をもって、利用者は本規約の内容に同意したとみなされる。

## 第4条（利用契約及び本規約の有効期間）

- 1 利用契約は、月単位契約（自動更新）とする。解約希望月の1ヶ月前までに甲へ申し入れることにより、契約を終了させることができるものとする。
- 2 利用契約終了（期間満了による終了、第14条、第18条、その他の事由での中途解約の

場合を含む。) 後においても、第 4 条から第 21 条までの規定は有効に存続し、利用者も当該条項に定める義務を遵守しなければならないものとする。

#### 第 5 条 (使用条件)

- 1 利用者は本規約への同意をもって、指定装置 1 台に対して本件ソフトウェアをインストールできるものとする。但し、本契約が成立している場合において、指定装置が故障などで使用できない場合は、一時的に他の装置で使用することができるものとする。
- 2 利用者は、指定装置を変更する場合は、新たな指定装置に本件アプリケーションとインストールすると同時に、以前の指定装置から本件アプリケーションをアンインストール、削除するものとする。
- 3 利用者は、指定装置 1 台につき、利用ユーザー 1 名に限り、本件ソフトウェアを利用させることができるものとし、本件ソフトウェアまたは本件ソフトウェアが提供する機能を複数の者が利用できる形態で本件ソフトウェアを設置または運用してはならない。

#### 第 6 条 (権利の制限及び利用者の義務)

- 1 利用者は、本件ソフトウェアの全部又は一部に対する修正、追加等の改変をすることはできないものとする。また、本件ソフトウェアに含まれるトレードマークやその他の権利標記等の表示を削除し、又は外観の変更をしてはならない。但し、本件ソフトウェアの機能及び使用目的上、利用者もしくは仲介サービス提供者が本件ソフトウェアからの出力データに対し、二次的な加工、調整、部分的な削除、修正を行うことは本条でいう改変とはみなさない。
- 2 利用者は、別途本規約あるいは別途の契約にて明示的に承諾されている場合を除き、本件ソフトウェアを再使用許諾、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させてはならない。
- 3 利用者は、別途本規約にて明示的に承諾されている場合を除き、本件ソフトウェアの一部又はその構成部分を本件ソフトウェアから分離して使用してはならないものとする。但し、本件ソフトウェアによる出力データを受けて、それらを二次的に加工することを禁止するものではない。
- 4 利用者は、本件ソフトウェアを用いて、当社又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならない。
- 5 利用者は、本件ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならない。
- 6 利用者は以下の行為を行ってはならず、また、第三者に対して以下の行為を指示、許容、要請、斡旋又は当該行為を可能にしてはならないものとする。
  - (1) 本規約上の条件に反する目的又は態様で、本件ソフトウェアを使用すること
  - (2) 本件ソフトウェアに、バックドア、ドロップデッドデバイス、時限爆弾、トロイの木馬、ウイルス、ワーム、その他これに類する本件ソフトウェアや利用者又は第三者が保有又は管理するデバイスやシステムの稼働を阻害し、停止させ、害し、又はその態様に関わらず妨げることを目的とするコードやファイル、スクリプト、エー

ジェント、プログラム、ルーチン又は指示（以下「悪意のあるコード」という。）を取り込むこと

(3) 本件ソフトウェアの適切な稼働に干渉すること

(4) 本件ソフトウェアの以下の機能を回避し、停止させ、又は干渉すること

① 本件ソフトウェアのセキュリティに関する機能

② 本件ソフトウェアの使用、本件ソフトウェアへのアクセス、又は本件ソフトウェアの複製を阻止又は制限するための機能

③ 本件ソフトウェアの使用に制限をかける機能

(5) 本件ソフトウェアに対して不合理な又は不相当に大きな負荷をかけ、又は利用者の判断で当該負荷をかけられるようにすること

#### 第7条（オープンソースライセンス）

- 1 本件ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア（以下、「OSS」という。）が含まれており、利用者はその責において OSS の配布元が規定するところのオープンソースライセンスの条件、規約に従うこととする。
- 2 当社は、当社が知りうる限りの本件ソフトウェアに含まれる OSS およびそのオープンソースライセンスについて、本件ソフトウェア上もしくは当社 Web サイトにおいて公開することによって、それらを利用者に対し提示するものとする。
- 3 本規約は、オープンソースライセンスに基づく利用者の権利を制限するものではなく、またそれに代わる権利を付与するものではない。本規約と各オープンソースライセンスとで矛盾する内容が規定されている場合、矛盾する箇所に限り、該当するオープンソースライセンスの内容が優先して適用される。
- 4 本件ソフトウェアに含まれる OSS に何らかの不具合が生じた結果、本件ソフトウェアに影響、不具合が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとする。但し、OSS 配布元から不具合の修正プログラムが発信された場合においては、当社は可能な範囲において速やかにその修正プログラムを本件ソフトウェアに適用するものとする。

#### 第8条（責任の範囲）

- 1 当社は、本件ソフトウェアが特定の目的に適合していることを保証しない。
- 2 本件ソフトウェアは、仕様書の限りで動作するものとし、当社は、本件ソフトウェアが他の動作環境で動作することを保証しない。
- 3 当社は、当社の故意または重過失がある場合を除き、本件ソフトウェアの使用または使用不能から生ずる一切の損害に対して責任を追わないものとする。
- 4 天災、地変、その他自己の責に帰すべからざる事由に起因して、当社による本規約上の義務（金銭債務の支払い義務を除く）の履行が不能となった場合、当社は一切の責任を負わないものとする。
- 5 当社は、利用者の入力によって本件ソフトウェアが応答する出力データの正確性、安全性、その他あらゆるデータ評価項目については一切保証しない。また、その出力データおよびそれらを用いたあらゆる行為によって生じた損害、その他の不利益についても

責任を負わないものとする。

- 6 当社は、本件ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、若しくは本件ソフトウェアが中断なく稼動すること又は本件ソフトウェアの使用が利用者及び第三者に損害を与えないことを保証しない。但し、当社は当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、本件ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェア若しくはバージョンアップの提供による本件ソフトウェアの修補又は当該エラー、バグ等についての問い合わせ先の通知を行うことがある。本項に定める本件ソフトウェア及びバージョンアップの提供方法又は問い合わせ先の通知方法は当社がその裁量により定めるものとする。当該ソフトウェア又はバージョンアップが提供された場合、利用者は、速やかに当該ソフトウェア又はバージョンアップを適用し使用するものとする。
- 7 本件ソフトウェアの稼動が依存する可能性のある、本件ソフトウェア以外の製品、ソフトウェア又はネットワークサービス（当該製品、ソフトウェア又はサービスは第三者が提供する場合に限られない。）の利用者への提供が、当該ソフトウェア又はネットワークサービスの提供者の判断で中止又は中断される場合がある。当社は、本件ソフトウェアの稼動が依存する可能性のあるこれらの製品、ソフトウェア又はネットワークサービスが中断なく正常に作動すること、将来にわたって正常に稼動すること、及び当該製品、ソフトウェア又はネットワークサービスのセキュリティに脆弱性がないことを保証しない。
- 8 当社は、本件ソフトウェアが稼働する設備、システム又はネットワークが侵入や攻撃の対象となり得ないことを保証しない。
- 9 本件ソフトウェアおよび仲介ソフトウェアによる出力データには第三者サービス（外部ウェブサイトやアプリなど）へのリンクが含まれる場合があるが、リンク先の内容やプライバシーポリシー等に対し当社は一切責任を負わず、利用者の判断・責任で利用するものとする。
- 10 当社は、将来にわたってリリースされうるハードウェアおよび OS、アプリケーション等の組み合わせおよび運用環境における本件アプリケーションの動作に対して一切の保証および責任を追わないものとする。
- 11 当社は、本件ソフトウェアを用いる仲介ソフトウェアおよび仲介サービスの挙動に対し、一切保証を行わず、その責任も負わないものとする。
- 12 本件ソフトウェアは、原則として利用者の指定装置内で完結して動作（ローカル実行）する。当社は、利用者が本件ソフトウェアに入力したデータ、および本件ソフトウェアが出力したデータにアクセスする権限を有さず、当該データのバックアップ、秘密保持、および紛失・漏洩の防止は、利用者の自己責任において行うものとする。

## 第9条（検査）

- 1 利用者は本件ソフトウェアのインストール後、本件ソフトウェアが、利用者が期するところの用途、基準に従い稼働するか否かを可能な限りすみやかに検査するものとする。
- 2 利用者が前項に定める検査において、本件ソフトウェアがその用途において不適合と判断した場合、すみやかに本件ソフトウェアをアンインストールし、指定装置から削除

するものとする。

- 3 前項に反し、利用者自身が検査不適合としたにもかかわらず、本件ソフトウェアをアンインストールしなかったことにより生じた損害に関しては、当社は一切関与せず、その責を追わない。

#### **第10条**（利用料の支払）

- 1 利用者は当社に対し、本件ソフトウェアの利用料を当社が示す料金体系もしくは別途契約に定めるところに従って支払うものとする。
- 2 利用者は、前項の利用料を、当社が指定する方法によって支払う。但し、それらにかかる手数料等の費用は利用者の負担とする。

#### **第11条**（知的財産権侵害の責任）

- 1 当社は、利用者に対し、本件ソフトウェア（当社が独自に作成した実行プログラム部分に限るものとし、外部モデル等および OSS を除く）が第三者の著作権を侵害しないことを当社の知る限りにおいて保証する。但し、本件ソフトウェアによる出力データにおいて、第三者の著作権を侵害しうるデータが含まれないことを保証するものではなく、直接間接を問わず本件ソフトウェアの出力データに知的財産権侵害が発生した場合においても、当社にその責がおよびものではないものとする。
- 2 万一、本件ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害した場合、当社は自己の責任と費用で利用者が本件ソフトウェアの使用継続が可能となるよう次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
  - (1) 当該第三者の権利を侵害しないよう本件ソフトウェアを変更すること
  - (2) 当該第三者から使用権を取得すること
- 3 当社が紛争を解決することができない場合、本件ソフトウェアの金額上限をもって利用者に支払って、契約を解除することができるものとする。
- 4 利用者が外部モデル等を利用する場合、利用者は自らの責任において当該外部モデル等のライセンス条件（商用利用の可否、再配布制限、用途制限等）を確認し、これに同意・遵守するものとする。当社は、外部モデル等の適法性、品質、および非侵害について何ら保証しない。

#### **第12条**（第三者に対する責任）

- 1 利用者が本規約に違反し、又は本規約上の義務を履行しなかったことに関連して、第三者との間で紛争を生じたときは、利用者が自らの費用と責任で解決するものとする
- 2 本件ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害したという理由で利用者が第三者から請求を受けた場合、利用者が当社に紛争の解決に必要な権限を付与しその他の協力をを行うときは、当社は、その費用と責任においてこれを解決する。ただし、利用者の責に帰すべき事由に起因して第三者に対する権利侵害となる場合は、利用者は、その費用と責任においてこれを解決する。

### 第13条（特定用途での利用の禁止）

- 1 本件ソフトウェアは、通常の産業用や事務用途など、一般的な目的での使用を前提に設計・製作・提供されているため、当社と利用者との間で直接の書面による別途の合意がない限り、以下の用途での使用は禁止する。
  - (1) 高度な安全性が求められ、安全が確保されない場合に生命や身体に重大な危険を及ぼす可能性のある用途（例：危険環境、医療機器 など）。
  - (2) 極めて高い信頼性が必要とされる用途（例：宇宙衛星や海底通信設備 など）。
  - (3) 軍事目的での使用。
- 2 利用者が本件ソフトウェアをこれらの用途に使用した場合、または第三者にそのような使用を許可した場合において、弊社はそれによって生じた損害について一切の責任を負わない。加えて、当該用途での使用に関連して生じるあらゆる責任は利用者が負うものとし、当該用途での使用によって当社に損害が発生した場合は、その損害の範囲を問わずそれらを全額補償する義務を負うものとする。

### 第14条（解除）

- 1 当社又は利用者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本規約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (4) 背信的行為があったとき
  - (5) その他前各号に準ずるような本規約を継続し難い重大な事由が発生したとき
  - (6) 前各号に定めるほか、民法第542条1項で定める要件に該当するとき
- 2 当社又は利用者は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本規約の全部又は一部を解除することができる。但し、その期間を経過した時における債務の不履行がその規約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 3 前2項により解除が行われたときは、解除をされた当事者は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。
- 4 第1項又は第2項による解除が行われたときは、解除を行った当事者は、相手方当事者に対し、損害賠償を請求することができる。

### 第15条（規約終了時の措置）

本規約が期間満了又は解除により終了した場合、利用者は、直ちに、本件ソフトウェアを消去し、その使用を中止しなければならない。

### 第16条（損害賠償責任）

- 1 当社が利用者に対して本規約に関連して負担する損害賠償額の範囲は、その原因如何

にかかわらず、利用者が直接かつ現実に被った通常損害に限るものとする。

- 2 前項の損害賠償の累積総額は、債務不履行、瑕疵担保（契約不適合に対する）責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、以下の各号に定める額を上限とする。但し、当社の故意または重過失に起因する損害については、本項の制限は適用されない。

(1) 有料プラン利用者の場合：当該利用者が当社に対して直近1年間に支払った利用料の総額

(2) 無料プラン利用者の場合：500円

#### 第17条（権利義務の譲渡の禁止）

当社及び利用者は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本規約上の地位を第三者に承継させ、又は本規約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び利用者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

(1) 自ら又は自らの役員もしくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 当社及び利用者は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。

(1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。

(2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。

(3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。

(4) その他これらに準ずる行為。

- 3 当社又は利用者は、相手方が前2項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、契約解除の意思を書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）で通知の上、直ちに利用契約を解除することができる。この場合において、前2項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした相手方は、解除権を行使した他方当事者に対し、当該解

除に基づく損害賠償を請求することはできない。

- 4 前項に定める解除は、解除権を行使した当事者による他方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### **第19条**（規約等の改定）

当社は、当社所定のサイトでの告知又はその他当社が適切と判断する方法をもって利用者に事前に通知することにより、本規約および料金体系等その他の利用条件（以下、「本規約等の条件」という。）を改定することがある。利用者はかかる改定に同意しない場合は、本規約等の条件改定の発効日前までに、本件ソフトウェアの使用を中止するものとする。本規約の条件改定の発効日以降の利用者による本件ソフトウェアの使用をもって、利用者は改定された本規約に同意したと見なされるものとする。

#### **第20条**（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規約及び利用契約は、日本国法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本規約及び利用契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第21条**（協議）

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当社利用者協議し、円満に解決を図るものとする。

以上

(2026年2月19日改定)